

北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

訓令

○競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令

告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)

○一般競争入札の実施(三件)

○産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等

○平成十四年度狩猟免許試験の実施

○平成十四年度狩猟免許更新適性検査及び講習の実施

○特定調達契約に係る落札者等の公示

○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(保健福祉部所管分 その二)

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正

○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出

○土地改良区連合の定款の変更の認可

○家畜伝染病の発生

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

○知事権限に係る保安林の指定の解除

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

○道路の区域の変更(二件)

○道路の供用の開始

○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)

○公有水面の埋立ての免許

○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧

○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧

公表

○知事表彰の受賞者

支庁告示

○北海道営住宅の家賃の徴収事務の委託(三件)

道原子力環境センター告示

○一般競争入札の実施

道札幌土木現業所告示

○北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の使用料の徴収事務の委託

○北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場の使用料の徴収事務の委託

○北海道子ども国大型遊戯施設の使用料の徴収事務の委託

道教育委員会教育長告示

○北海道立文学館の使用料の徴収事務の委託

○北海道立釧路芸術館の使用料の徴収事務の委託

○北海道立砂川少年自然の家の使用料の徴収事務の委託

道人事委員会公告

○平成十四年度北海道職員等採用上・中級試験の実施

○平成十四年度北海道職員採用上級試験(民間企業等職務経験者)の実施

道警察本部告示

○一般競争入札の資格に関する公示

○一般競争入札の実施に関する公告

道内水面漁場管理委員会指示

○いとうの採捕の禁止

公布された規則のあらまし

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第六十六号)

一 趣旨

中山間地域活性化資金の貸付利率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

中山間地域活性化資金について、次のとおり貸付利率を改定することとした(別表関係)。

償還期間	貸付対象者	貸付利率
十二年以内	大企業	年二・一五パーセント以内
中小	貸付金のうち二億七千万円までの部分	年一・六五パーセント以内

平成十四年四月十九日 金曜日

一四〇

十二年を超え十三年以内	大企業	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・九パーセント以内
	中小企業	貸付金のうち二億七千万円までの部分	年一・二パーセント以内
十三年を超え一四年以内	大企業	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・七パーセント以内
	中小企業	貸付金のうち二億七千万円までの部分	年一・九五パーセント以内
十四年を超え十五年以内	大企業	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・三パーセント以内
	中小企業	貸付金のうち二億七千万円までの部分	年一・八パーセント以内
	大企業	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・〇五パーセント以内
	中小企業	貸付金のうち二億七千万円までの部分	年一・四パーセント以内
	大企業	貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・九パーセント以内
	中小企業	貸付金のうち二億七千万円までの部分	年一・一五パーセント以内

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年二月二十日以後の利子補給承認分に適用することとした。

規 則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年四月十九日

北海道規則第六十六号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成三年北海道規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別表中「十一年」を「十二年」に、「年一・九五パーセント」を「年二・一五パーセント」に、「年一・四五パーセント」を「年一・六五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・〇パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年一・七パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年二・一パーセント」を「年二・三パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年二・〇五パーセント」に、「年二・二パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の規定は、平成十四年二月二十日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

訓 令

北海道訓令第20号

本 出 先 機 関

競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月19日

北海道知事 堀 達 也

競争入札参加者審査委員会規程の一部を改正する訓令

競争入札参加者審査委員会規程（昭和48年北海道訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報政策課長」を「情報基盤課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成14年4月19日から施行する。

告 示

北海道告示第722号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月19日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

ア 落札に係る特定役務の名称

平成14年度大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その1）1文字当たりの単価（英数・カタカナ文字及び漢字・ひらがな文字）

イ 数 量 調達予定数量 英数・カタカナ文字 67,623,000文字

調達予定数量 漢字・ひらがな文字 1,379,000文字

(2) 落札を決定した日

平成14年3月19日

(3) 落札者氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社ミヤビンステム イ 住 所 札幌市北区北27条西8丁目2番2号 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570	
(4) 落札金額 単 価 英数・カタカナ文字 0.105円 単 価 漢字・ひらがな文字 0.420円	
(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道告示第144号	
(7) 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課 イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570	
2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 ア 落札に係る特定役務の名称 平成14年度大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その2）1文字当 たりの単価（英数・カタカナ文字及び漢字・ひらがな文字） イ 数 量 調達予定数量 英数・カタカナ文字 32,360,000文字 調達予定数量 漢字・ひらがな文字 0文字	
(2) 落札を決定した日 平成14年3月19日	
(3) 落札者氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社ビッグコンピュターサービス イ 住 所 札幌市中央区南2条西1丁目1番地 宮本ビル	
(4) 落札金額 単 価 英数・カタカナ文字 0.09円 単 価 漢字・ひらがな文字 0円	
(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道告示第144号	
(7) 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課 イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目	

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570	
3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 ア 落札に係る特定役務の名称 平成14年度大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その3）1文字当 たりの単価（英数・カタカナ文字及び漢字・ひらがな文字） イ 数 量 調達予定数量 英数・カタカナ文字 17,380,000文字 調達予定数量 漢字・ひらがな文字 646,000文字	
(2) 落札を決定した日 平成14年3月19日	
(3) 落札者氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社協栄データサービス イ 住 所 東京都世田谷区等々力1丁目5番12号	
(4) 落札金額 単 価 英数・カタカナ文字 0.14円 単 価 漢字・ひらがな文字 0.56円	
(5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
(6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道告示第144号	
(7) 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課 イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570	
4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 ア 落札に係る特定役務の名称 平成14年度大型コンピュータで処理するためのデータ入力業務（その4）1文字当 たりの単価（英数・カタカナ文字及び漢字・ひらがな文字） イ 数 量 調達予定数量 英数・カタカナ文字 11,620,000文字 調達予定数量 漢字・ひらがな文字 1,963,000文字	
(2) 落札を決定した日 平成14年3月19日	
(3) 落札者氏名及び住所 ア 氏 名 株式会社ビッグコンピュターサービス	

第 1 3 5 8 号

報 告 公 開 報 告 北

- イ 住 所 札幌市中央区南 2 条西 1 丁目 1 番地 宮本ビル
- (4) 落札金額
- 単 価 英数・カタカナ文字 0.12円
- 単 価 漢字・ひらがな文字 0.48円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
- 平成14年北海道告示第144号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織及び所在地
- ア 名 称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570

北海道告示第 723 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年 4 月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
- 平成14年度電子計算機で処理する業務一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
- 平成14年 4 月 1 日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
- (4) 随意契約に係る契約金額
- 465,381,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- (6) 随意契約によった理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織及び所在地
- ア 名 称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570

- 2 (1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
- 平成14年度情報処理システム変更等業務一式
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
- 平成14年 4 月 1 日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
- ア 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
- (4) 随意契約に係る契約金額
- 1 人工当たり単価 597,000円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- (6) 随意契約によった理由
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織及び所在地
- ア 名 称 北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 570

北海道告示第 724 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年 4 月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達（単価契約）する物品等の名称及び数量
- ア 調達をする物品等の名称
- アソメッシュケース A 6 タイプ
- なお、「おれ 北海道」と印刷したのし袋に入れる。
- イ 調達をする物品等の調達予定数量
- 7,712冊
- (2) 調達をする物品等の仕様等
- 商品名 アソメッシュケース A 6 タイプ（セキセイ株式会社製）
- 品 番 A Z - 40
- 色 指定しない。
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成15年 3 月31日まで

4	納 入 場 所	北海道総合企画部統計課
	2 入札に参加する者に必要な資格	
	次のいずれにも該当すること。	
	(1)	平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
	(2)	道が行う指名競争入札に関する資格を停止されていないこと。
	3 契約条項を示す場所	
	北海道札幌市中央区北3条西7丁目	
	北海道総合企画部統計課	
	4 入札説明書の交付に関する事項	
	(1) 交 付 場 所	北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694

1	北海道告示第725号	
	次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
	平成14年4月19日	
	1 入札に付する事項	北海道知事 堀 達 也
	(1) 調達（単価契約）する物品等の名称及び数量	
	ア 調達をする物品等の名称	
	タオルハンカチ 2枚組及びシャープペンシルのセット	
	なお、タオルはタオル用ポリエチレン袋に、シャープペンシルはのし袋に入れる。	
	イ 調達をする物品等の調達予定数量	15,424個
	(2) 調達をする物品等の仕様等	

第 1358 号

報 告 公 開 規 則

北 海 道

(ク) その他 (財)日本環境協会の「無漂白タオル」(エコマーク)の認定を受けること。 と。 国産であること。 イ シャーアベンシル (ア) 商品名 タアリシャーマ0.5 (ゼアラ株式会社製) (イ) 品番 MN 1 (ウ) 軸色 ライトブルー (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成15年3月31日まで (4) 納 入 場 所 北海道総合企画部統計課 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する資格を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 4 入札証明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694 (2) 交 付 期 間 平成14年4月19日から28日まで (3) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階共用会議室 (2) 入 札 日 時 平成14年5月1日 午前11時15分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。 7 落札者の決定方法 北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。	8 契約書作成の要否 要 9 入札申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成14年4月25日 (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 10 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額 (単価) を記載すること。 なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算するものとする (消費税相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。) 。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総合企画部統計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第 726 号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 平成14年4月19日 北海道知事 堀 達 也 1 入札に付する事項 (1) 委託事業の名称 平成14年度労働力調査調査用品輸送等業務 (2) 委託事業の内容等 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 入札説明書による。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課
--	--

4 入札執行の場所及び日時	
(1) 入札場所	北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階共用会議室
(2) 入札日時	平成14年5月1日 午前11時
(3) 開札場所	(1)に同じ。
(4) 開札日時	(2)に同じ。
5 入札保証金	
(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。	
(2) 入札保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。	
6 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交付場所	北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694
(2) 交付期間	平成14年4月19日から25日まで
(3) 交付方法	(1)の場所で交付する。
7 郵便等による入札	
郵便及び電報による入札は認めない。	
8 落札者の決定方法	
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	
9 契約書作成の要否	
10 その他	
(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名称	北海道総合企画部統計課
イ 所在地	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 694
(4) この入札の執行は、公開する。	
(5) 詳細は、入札説明書による。	

北海道告示第 727 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成14年4月19日

1 申請の概要	北海道知事 堀 達 也
(1) 申請年月日	平成14年3月27日
(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）	苫小牧市晴海町23番地1 株式会社イクラ 代表取締役社長 林 勇
(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所	苫小牧市晴海町23番地1、3、4
(4) 産業廃棄物処理施設の種類の	産業廃棄物処理施設に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハ（管理型最終処分場）
(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	燃え殻、ばいじん

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間	
ア 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課	午前9時から午後5時15分まで
イ 苫小牧市環境衛生部環境保全課	午前8時45分から午後5時15分まで
ウ 苫小牧市環境衛生部環境生活課	午前8時45分から午後5時15分まで
(2) 縦覧の期間	

平成14年4月19日から5月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 051 - 8558 室蘭市幸町 9 番11号 北海道胆振支庁地域政策部環境生活課）に平成14年6月3日（月）までに到着するように提出すること。

北海道告示第 728 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条第1項の規定による平成14年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成14年4月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 試験の種別 甲種、乙種及び丙種狩猟免許試験
- 2 試験日時、試験地等

(1) 第 1 回 試験

- ア 試験日時 平成14年7月25日（木）午前9時から午後5時まで
- イ 試験地 札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市
- ウ 試験場所 受験票により受験者に通知する。

(2) 第 2 回 試験

- ア 試験日時 平成14年8月22日（木）午前9時から午後5時まで
- イ 試験地 札幌市、函館市、旭川市、網走市及び釧路市
- ウ 試験場所 受験票により受験者に通知する。

3 試験科目及びその一部免除

- (1) 試験科目 適性試験、技能試験及び知識試験。ただし、技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対してのみ課する。
- (2) 試験科目の一部免除

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条第3項第1号に該当する者にあつては知識試験（猟具に係るものを除く。）を免除し、同項第2号に該当する者にあつては同号の事由がやんだ日から起算して1か月以内に同号に該当する者である旨及び同号の事由がやんだ日を証する書類を添えて狩猟免許申請書を提出した場合に限り技能試験及び知識試験

を免除する。

4 受験資格

次のすべての要件に該当する者

ア 20歳以上であること。

イ 精神病者、知的障害者又は癲癲病者でないこと。

ウ 麻薬、大麻、阿片又は覚醒剤の中毒者でないこと。

エ 北海道に住所を有すること。

なお、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反して罰金以上の刑に処せられた者又は同法第8条第2項の規定により狩猟免許を取り消された者は、刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった後又は狩猟免許が取り消された後3年間は狩猟免許試験（狩猟免許を取り消された者については、当該取消しに係る狩猟免許試験に限る。）を受けることができない。

5 狩猟免許申請書等の提出先及び受付期間

- (1) 提出先 試験地に係る支庁の地域政策部環境生活課
- (2) 受付期間

ア 第 1 回 試験 平成14年6月26日（水）から7月10日（水）まで

（郵送の場合は、7月11日までに到着したものに限り受け付ける。）

イ 第 2 回 試験 平成14年7月24日（水）から8月7日（水）まで

（郵送の場合は、8月8日までに到着したものに限り受け付ける。）

6 狩猟免許申請手数料等

5,300円（試験科目の一部を免除された者にあつては、4,000円）に相当する額の北海道収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄にはり付け、受験者の印章又は署名により消印すること。

7 提出書類

ア 狩猟免許申請書

イ 前記4のイ及びウの要件に該当することを証明する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

ウ 写真（免許申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.6センチメートル及び横2.4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

エ 試験結果通知書の郵送のための返信用封筒（表面に郵便切手80円分をはり付け、申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記した定形のもの。ただし、速達郵便を希望する場合

1通

には、更に郵便切手270円分をはり付けること。以下同じ。）

8 受 験 票 の 交 付

狩猟免許申請書を受理したときは、受験票を交付する。

なお、受験票の郵送を希望する者は、前記7の提出書類と併せて返信用封筒を更に1通提出すること。

9 そ の 他

狩猟免許申請書の用紙は、各支庁地域政策部環境生活課へ請求すること。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表左側に「狩猟免許申請用紙請求」と朱書するとともに、返信用封筒を同封すること。

北海道告示第 729 号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条ノ4第1項の規定による平成14年度狩猟免許更新適性検査及び同条第3項の規定による講習を次のとおり実施する。

平成14年4月19日

支 庁 名	日	時	免 許 の 種 別	場 場	所
石 狩	平成14年6月13日（木）	午前9時から	甲種、乙種及び丙種	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館地下1階大会議室	北海道知事 堀 達 也
	同 9月6日（金）	午前9時から	同	同 北3条西7丁目 道庁別館4階共用会議室A・B	
渡 島	同 6月28日（金）	午前9時から	同	函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402会議室	
	同 9月6日（金）	午前9時から	同	同	
檜 山	同 6月12日（水）	午前9時10分から	同	檜山郡江差町字陣屋町336 - 3 檜山合同庁舎301会議室	
後 志	同 6月25日（火）	午後1時から	同	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎2階講堂	
空 知	同 6月20日（木）	午後1時から	同	岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎4階講堂	
上 川	同 6月21日（金）	午前9時から	同	旭川市永山6条19丁目 上川合同庁舎204会議室	
	同 9月6日（金）	午前9時から	同	同	
留 萌	同 6月20日（木）	午前9時から	同	留萌市住之江町2丁目1 - 2 留萌合同庁舎1階102会議室	
宗 谷	同 6月19日（水）	午前9時から	同	稚内市末広4丁目2番27号 宗谷合同庁舎4階大会議室	
網 走	同 6月28日（金）	午後1時30分から	同	北見市常盤町2丁目1番10号 北見市民会館小ホール	
	同 9月6日（金）	午後1時30分から	同	網走市北7条西3丁目 網走合同庁舎3階講堂	
胆 振	同 6月20日（木）	午前9時から	同	室蘭市幸町9番11号 胆振支庁別館2階講堂	
	同 6月25日（火）	午後1時から	同	苫小牧市末広町1丁目15番7号 苫小牧市労働福祉センター2階ホール	
日 高	同 6月20日（木）	午後1時から	同	沙流郡門別町富川南1丁目9 - 1 富川公会堂	
	同 7月4日（木）	午後1時から	同	浦河郡浦河町栄丘東通56号 日高合同庁舎4階講堂	
十 勝	同 6月20日（木）	午前9時から	同	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎4階A・B会議室	
	同 6月25日（火）	午前9時から	同	同	
釧 路	同 6月27日（木）	午前9時から	同	釧路市帯舞町4番28号 釧路市生涯学習センター学習室802	
	同 9月6日（金）	午前9時から	同	同 浦見2丁目2番54号 釧路支庁3階会議室	
根 室	同 6月19日（水）	午後1時から	同	根室市曙町1丁目40番地 根室市総合文化会館視聴覚室	

注 狩猟免許更新申請書は、適性検査日の1週間前までに申請者の住所地に係る支庁の地域政策部環境生活課へ提出すること。

北海道告示第 730 号

次のとおり、一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月19日

北海道知事 堀 達 也	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) 落札に係る物品等の名称 重油（ＪＩＳ １種２号）１ℓ当たりの単価	
(2) 数 量 調達予定数量 3,797,000 ℓ	
2 落札を決定した日 平成14年３月20日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 勝木石油株式会社	
(2) 住 所 札幌市北区北10条西３丁目16番地	
4 落札金額 22,80円	

（保健福祉部所管分 その２）

補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提 出部数、提出期 限及び提出先	摘 要
介護保険関連サービス基盤 整備事業 要介護状態になることの予 防、高齢者の健康増進及び介 護知識・介護方法の普及など を行うことにより、介護保険 の円滑な実施を図るため、予 算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市、 旭川市を除く。） 広域連合 一部事務連合	介護保険関連サービス基盤整備に必要 な経費のうち、施設の整備に必要な工事 費又は工事請負費及び工事事務費（工事 施工のため直接必要な事務に要する経費 であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、 印刷製本費及び設計監理料等をい）、そ の額は、工事費又は工事請負費の2.6/パ ーセントに相当する額を限度とする。）	10分の10以内	共通第8号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 見積書 見積内訳書	共通第8号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 検査済証謄本	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示 する日 保健福祉 部高齢者 保健福祉 課	書類は、支 庁長を経由す ること。

北海道告示第732号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急
病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

平成14年４月19日

名 称	所 在 地	北海道知事 堀 達 也
医療法人社団北真会藤田病院	網走市南5条西2丁目3番地	平成13. 3.25

北海道告示第733号

北海道告示第731号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等
を次のとおり定める。

平成14年４月19日

北海道知事 堀 達 也	北海道知事 堀 達 也
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 一般競争入札の公告 平成14年北海道告示第182号	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道保健福祉部道立病院管理室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正 する。 平成14年４月19日	札幌市の項医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院の事項及び医療法人徳洲会札幌徳洲会病院の 事項中「平成14. 3.31」を「平成17. 3.31」に改め、同項今井外科病院の事項中「今井外科 病院」を「医療法人社団賢仁会今井外科病院」に改める。 小樽市の項医療法人社団島田脳神経外科の事項中「平成14. 3.31」を「平成17. 3.31」に

改める。

帯広市の項医療法人社団北斗病院の事項中「医療法人社団北斗病院」を「医療法人社団北斗 北斗病院」に、「平成14. 3.31」を「平成17. 3.31」に改める。

網走市の項医療法人社団北真会藤田病院の事項を削る。

苫小牧市の項医療法人同樹会苫小牧病院の事項中「平成14. 3.31」を「平成17. 3.31」に改める。

歌志内市の項中「平成14. 3.31」を「平成17. 3.31」に改める。

岩内町の項社会福祉法人北海道社会事業協会岩内協会病院の事項中「岩内郡岩内町栄170番地」を「岩内郡岩内町字高台209番地2」に、「平成14. 9.30」を「平成17. 3.31」に改める。

栗沢町の項中「平成14. 3.31」を「平成17. 3.31」に改める。

鶴川町の項厚生連鶴川厚生病院の事項中「厚生連鶴川厚生病院」を「J A北海道厚生連鶴川厚生病院」に、「平成14. 3.31」を「平成17. 3.31」に改める。

中標津町の項中「平成14. 3.31」を「平成17. 3.31」に改める。

北海道告示第734号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年8月19日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着することができ。

平成14年4月19日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 プラザいちまる清水店
 上川郡清水町清水第1線50番32
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 日本甜菜製糖株式会社 代表取締役 松久 直史
 東京都中央区京橋2丁目3番13号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社いちまる	帯広市西5条南34丁目12番地	代表取締役 加藤 祐功
株式会社サツボロドラックスストアチェーン	札幌市北区太平3条1丁目2 - 18	代表取締役 富山 睦浩
有限会社ホシノ	上川郡清水町本通2丁目12番地	代表取締役 星野 啓二
株式会社イズマヤパソ	帯広市西23条北1丁目2番3号	代表取締役 橋本 千里
オビヒロフーズ株式会社	帯広市西1条南17丁目12	代表取締役 飯島 正美

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成14年12月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 4,033㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
 257台
 - イ 駐輪場の収容台数
 84台
 - ウ 荷さばき施設の面積
 645㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
 96㎡
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前9時（年間10日午前7時）
 閉店時刻 午後9時45分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時（午前7時開店の場合は午前7時）から午後10時まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
 6 か所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後5時まで

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第738号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年4月19日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 解除に係る保安林の所 十勝郡浦幌町字平和116（次の図に示す部分に限る。）
在場所
- 2 保安林として指定され 風害の防備
た目的
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第739号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年4月19日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡倶知安町字山田150の5
場所

- 2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

- 2(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡倶知安町字山田150の7、150の10、150の11、150の13
場所

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- 3(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡倶知安町字山梨472の4、472の6、473の3
場所
- (2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第740号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月19日

北海道知事 堀 達 也

変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
--------	-------	----	-----------	------

前	41.60mから101.00mまで	209.13m	—	北海道釧路土木現業所
---	-------------------	---------	---	------------

後	41.60mから105.40mまで	209.13m	—	
---	-------------------	---------	---	--

前	32.00mから34.00mまで	571.73m	一般国道38号釧路新道	同
---	------------------	---------	-------------	---

後	41.70mから49.00mまで	569.66m	一般国道38号釧路新道 における26.59mの間 一般国道38号釧路新道 における26.59mの間	
---	------------------	---------	--	--

北海道告示第 741 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月19日

北海道知事 堀 達 也

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	帯広停車場線				
3	道路の区域	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
		帯広市西 2 条南11丁目13番 1 地先から帯広市西 2 条南 11丁目10番 1 地先まで	前	22.00mから 22.00mまで	22.36m	—
		帯広市西 2 条南11丁目13番 4 地先から帯広市西 2 条南 11丁目10番 1 地先まで	後	22.00mから 36.14mまで	60.00m	—

北海道告示第 742 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

1	道路の種類	道道				
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所	路 線 名 区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間

豊 似 広 尾 線 広尾郡広尾町字カシユウナイ212番11地先から
広尾郡広尾町字カシユウナイ212番 9 地先まで

雄 別 釧 路 線 釧路市山花12線111 番 3 地先から
釧路市山花12線115 番 2 地先まで

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月19日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	縦 覧 場 所
道道 帯広新得線	上川郡清水町字熊牛141 番27地先 から上川郡新得町屈足旭町東 4 丁 目11 番地先まで	平成14. 4. 19	北海道帯広 土木現業所
道道 雄別釧路線	釧路市桜田12線87 番 1 地先から 釧路市山花12線111 番 3 地先まで 釧路市山花12線115 番 2 地先から 釧路市山花12線119 番 2 地先まで	同 同	北海道釧路 土木現業所 北海道釧路 土木現業所

北海道告示第 743 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月19日

北海道知事 堀 達 也

敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
6.20mから 119.00mまで	960.00m	—	北海道帯広土木現業所
6.20mから 136.20mまで	960.00m	—	
22.00mから 57.00mまで	229.00m	—	北海道釧路土木現業所
15.76mから 35.20mまで	231.00m	—	
15.76mから 35.20mまで	231.00m	—	

北海道告示第 744 号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道 道
2 路 線 名 西風連名寄線
3 道路の区域 区 間

変更前 後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

名寄市字曙478番 2 地先から 前 10, .90m から 1, 681. 50m
名寄市字曙800番 5 地先まで 前 14, .00m まで —

前 23, .00m から 1, 677. 63m
38, .00m まで —
後 23, .00m から 1, 677. 63m
38, .00m まで —

北海道告示第 745 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年 4 月19日

北海道知事 堀 達 也

- 1 免 許 年 月 日 平成14年 4 月10日
2 免許を受けた者

- (1) 名 称 北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
(3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋 立 区 域

- (1) 位 置 域 利尻郡利尻富士町鷺泊字大磯226番地先の公有水面
(2) 区 域 次の①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

- ①の地点 三等三角点 於頓泊（北緯45度14分24秒、東経141度11分01秒）から方向角271度59分59秒の方向487, .06m の地点

- ②の地点 ①の地点から方向角309度58分02秒の方向103, .04m の地点
③の地点 ②の地点から方向角26度57分46秒の方向8, .50m の地点
④の地点 ③の地点から方向角116度58分03秒の方向7, .00m の地点
⑤の地点 ④の地点から方向角129度59分43秒の方向40, .00m の地点
⑥の地点 ⑤の地点から方向角168度12分05秒の方向4, .69m の地点
⑦の地点 ⑥の地点から方向角219度58分01秒の方向0, .50m の地点
⑧の地点 ⑦の地点から方向角129度59分47秒の方向36, .35m の地点
⑨の地点 ⑧の地点から方向角219度54分37秒の方向0, .98m の地点
⑩の地点 ⑨の地点から方向角129度57分51秒の方向18, .10m の地点

- (3) 面 積 810, .96m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 域 利尻郡利尻富士町鷺泊字大磯226番地先
(2) 区 域 次の A の地点から G の地点までを順次に結んだ線、G の地点と④の地点とを結んだ線及び A の地点と④の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

A の地点 三等三角点 於頓泊（北緯45度14分24秒、東経141度11分01秒）から方向角279度45分06秒の方向560, .04m の地点

- B の地点 A の地点から方向角141度18分12秒の方向22, .16m の地点
C の地点 B の地点から方向角129度59分50秒の方向20, .10m の地点
D の地点 C の地点から方向角169度09分42秒の方向11, .08m の地点
E の地点 D の地点から方向角219度59分39秒の方向4, .23m の地点
F の地点 E の地点から方向角309度59分47秒の方向51, .64m の地点
G の地点 F の地点から方向角26度58分57秒の方向6, .75m の地点

- (3) 面 積 590, .05m²
5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第 746 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月19日

北海道知事 堀 達 也

- 都 市 計 画 の 種 類 市町村名
札幌圏都市計画地区計画（清田西第一地区） 札 幌 市
札幌圏都市計画地区計画（東雁来第二地区） 同

2 所 在 地 函館市美原1丁目26番8号 北海道後志支庁告示第2号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、小樽市に所在する道営住宅の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間における家賃の徴収事務を次の者に委託した。 平成14年4月19日 1 受託者の名称 財団法人 北海道住宅管理公社 2 所 在 地 札幌市中央区北5条西6丁目2番地2	ければならない。 (3) 申請書類の提出先 郵便番号 045 - 0123 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課 (4) 審査を行ったときは審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター庁舎2階 大研修室 (2) 入 札 日 時 平成14年5月7日（火）午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 参加しようとする者はその者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金を納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 北海道原子力環境センター総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便又は電報による入札 認めないものとする。 9 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めたる予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
北海道原子力環境センター告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年4月19日 北海道原子力環境センター所長 藤 澤 理 樹 1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称 広報誌「ほっかいどう原子力環境だより」製作業務 (2) 委託業務の仕様 入札説明書による。 (3) 委 託 期 間 契約の日から平成15年3月28日まで 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 平成14年4月1日現在において、引き続き2年以上印刷物の企画及び製作等の事業を営んでいること。 (4) 道内業者又は道内に営業拠点を有する業者であること。 3 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は平成14年4月19日から30日までの間に行わなければならない。 (2) 資格審査の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わな	

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるか申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道原子力環境センター総務課 イ 所 在 地 郵便番号 045 - 0123 北海道岩内郡共和町宮丘261番地1 電話番号 0135 - 74 - 3131 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。	
---	--

北海道札幌土木現業所告示

北海道札幌土木現業所告示第1号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立野幌総合運動公園の運動施設等の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成14年4月19日	
1 受託者の名称	財団法人 北海道体育文化協会
2 所 在 地	札幌市南区真駒内公園1番1号
北海道札幌土木現業所告示第2号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立真駒内公園屋内競技場及び屋外競技場の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成14年4月19日	
1 受託者の名称	財団法人 北海道体育文化協会
2 所 在 地	札幌市南区真駒内公園1番1号

北海道札幌土木現業所告示第3号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道子どもの国大型遊戯施設の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの期間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成14年4月19日	
1 受託者の名称	財団法人 北海道子どもの国協会
2 所 在 地	砂川市北光401番1号

北海道教育委員会教育長告示第13号

北海道教育委員会教育長告示第13号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立文学館の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成14年4月19日	
1 受託者の名称	財団法人北海道文学館
2 所 在 地	札幌市中央区中島公園1番4号 北海道立文学館内

北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市

北海道教育委員会教育長告示第14号

北海道教育委員会教育長告示第14号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立釧路芸術館の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成14年4月19日	
1 受託者の名称	財団法人釧路市民文化振興財団
2 所 在 地	釧路市治水町12番10号 釧路市民文化会館内
北海道教育委員会教育長告示第15号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立砂川少年自然の家の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。 平成14年4月19日	
北海道教育委員会教育長 鎌 田 昌 市	

道 人 事 委 員 会 公 告

- 1 受託者の名称 財団法人北海道子どもの国協会
- 2 所 在 地 砂川市北光401番地の1

平成14年度北海道職員等採用上級・中級試験を次のとおり行う。

平成14年4月19日

北海道人事委員会委員長 杉 本 聖 治

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

(1) 上 級 試 験

試験区分	採用予定数	身 分	職 務 内 容
一般行政	約 10 名 (内訳) 知事約10名 教育若干名	北	知事部局、教育庁等に勤務し、一般行政事務に従事する。
農業経済	若 干 名	海	
社会福祉	若 干 名		
林 業	約 10 名		
農 業	約 5 名	道	
農芸化学	若 干 名		
農業土木	約 5 名	職	知事部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事する。
畜 産	若 干 名		
水 産	約 5 名	員	
土 木	約 5 名		
建 築	若 干 名		
環境科学	若 干 名		

(2) 中 級 試 験

試験区分	採用予定数	身 分	職 務 内 容
試験区分	採用予定数	身分	職務内容

行	一般行政	約 30 名	北 海 道 道 職 員	知事部局等に勤務し、一般行政事務に従事する。なお、採用は原則として、支庁、その他出先機関となる。
	政 教育行政	約 40 名		教育庁に勤務し、教育行政事務に従事する。なお、採用は原則として、道立学校、教育局、その他出先機関となる。
	系 警察行政	約 35 名		警察本部に勤務し、警察行政事務に従事する。なお、採用は原則として、警察署、その他出先機関となる。
	林 業	約 5 名		知事部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事する。なお、採用は原則として、支庁、土木現業所、森づくりセンターなどの出先機関となる。
農 業 土 木	若 干 名			
士	木	約 10 名		
公立小・中 学 校 事 務	若 干 名		市町村 職 員	札幌市以外の公立小・中学校に勤務し、 学校事務に従事する。

行政系の受験者は、行政系試験区分の中で第2志望まで選択することができる。
(上級・中級試験共通)

採用予定数は、欠員の状況等により変更することがある。

申込みは1試験区分に限る。また、申込後は試験区分の変更は原則としてできない。

2 受 験 資 格

- (1) 上級試験 昭和47年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた者
昭和56年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業したもの(平成15年3月卒業見込者を含む。)

- (2) 中級試験 昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者
ただし、上級・中級試験とも、次の者は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者

エ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験日程、試験地等

- (1) 上 級 試 験

試 験	試 験 日	試 験 地	試 験 場
第1次 試 験	6月23日(日)	札幌市	受験票で通知する。
	9:00(着席)～15:00(終了)	東京都	日本大学(法学部2号館)
第2次 試 験	7月下旬～8月上旬	札幌市	第1次試験合格通知書で指定する。
		東京都	

(2) 中 級 試 験

試 験	試 験 日	試 験 地	試 験 場
第1次 試 験	7月14日(日)	札幌市	受験票で通知する。 (状況により、江別市内の試験場になる場合もある。)
	9:00(着席)～15:00(終了)	東京都	日本大学(法学部本館)
第2次 試 験	8月中旬～下旬	札幌市	第1次試験合格通知書で指定する。
		東京都	

(上級・中級試験共通)

試験地は札幌市・東京都のうち、都合のよい所を選ぶこと。

第1次試験と第2次試験の試験地は異なってもかまわないが、申込み受付後における試験地の変更は原則としてできない。

第1次試験合格者の状況により、第2次試験の試験地を札幌市のみとする場合がある。

4 試験方法及び内容

(1) 上級試験(第1次試験問題の程度は、大学卒業程度のものである。)

試 験	試 験 種 目	解 答 時 間	内 容
第1次 試 験	教養試験(択一式)	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
	専門試験(択一式)	2 時 間	各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験 出題分野は試験案内を参照のこと。
第2次 試 験	人 物 試 験	第1次試験合格者に対して、個別面接、集団討論及び適性検査を行う。	

(2) 中級試験(第1次試験問題の程度は、短大・高専卒業程度のものである。)

試 験	試 験 種 目	解 答 時 間	内 容
第1次 試 験	教養試験(択一式)	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
	専門試験(択一式)	2 時 間	各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験 出題分野は試験案内を参照のこと。
第2次 試 験	人 物 試 験	第1次試験合格者に対して、個別面接及び適性検査を行う。	

5 資 格 調 査 (上級・中級試験共通)

受験資格の有無、申込書記入事項の真否等について行う。

6 合 格 発 表

	第1次試験合格者発表	最 終 合 格 者 発 表	掲 示 場 所
上級試験	7月12日(金)午前9時	8月23日(金)午前9時	人事委員会事務局、各支庁、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所
中級試験	8月8日(木)午前9時	9月20日(金)午前9時	

合格者発表は受験番号のみにより行う。

また、合格者には合格通知書を送付する。合格通知書が発表の日から2日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせること。

なお、ホームページ上 (<http://www.pref.hokkaido.jp>) でも合格者の受験番号の掲示を行う。

7 試験結果の開示(上級・中級試験共通)

この試験の結果については、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、不合格となった者に限って口頭で開示を請求することができる。

受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、学生証等)を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に直接来庁すること。
(土・日曜日及び祝日は除く。)

開 示 請 求 人	開 示 期 間	開 示 内 容	開 示 場 所

上級試験	第1次試験 不合格者	平成14年7月12日(金) ～ 14年8月12日(月)	第1次試験 の個別結果 及びその成 績順位	北海道総務部法制文書課行政情報センター(札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館3階) 北海道東京事務所の情報コーナー(東京都千代田区永田町2丁目17番17号 北海道東京事務所2階総務課内)
	第2次試験 不合格者	平成14年8月23日(金) ～ 14年9月24日(火)		
中級試験	第1次試験 不合格者	平成14年8月8日(木) ～ 14年9月9日(月)		
	第2次試験 不合格者	平成14年9月20日(金) ～ 14年10月21日(月)		

ただし、東京事務所での開示請求は第1次試験を東京会場で受験した者に限る。				
--------------------------------------	--	--	--	--

8 採用の経路(上級・中級試験共通)

- (1) この試験の合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。
この名簿は、原則として、平成15年4月以降の採用に対するもので、名簿の確定した日(最終合格者発表日)から1年間有効となる。
なお、既に学校等を卒業している者は、平成14年度中に採用される場合もある。
- (2) 人事委員会は、各任命権者(知事・教育委員会・警察本部等)からの請求に応じて合格者を成績順に提示し、各任命権者では、身体検査などを行って採用者を決定する。
なお、公立小・中学校事務については、教育委員会に提示される。
- (3) 中級行政系の受験者については第2志望で合格する場合がある。
- 9 給与(次の額は、平成14年4月1日現在のものである。)

区	分	初任給	諸手当
上級	行政職(大学新卒)	181,400円	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給される。
級	研究職(大学新卒)	197,900円	
中級	行政職(大学新卒)	174,800円	
級	行政職(短大新卒)	163,800円	

初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがある。

10 受験手続

	(1) 申込書に所定事項を記入し、申込書の所定欄に必ず50円切手を貼って、北海道人事委員会事務局に郵送又は持参すること。 なお、郵送による場合は、必ず配達記録又は簡易書留にすること。
	(2) 申込者には受験票を郵送する。

申込方法	(3) 第1次試験の受験の際は、必ず受験票の所定の欄に写真をはって くこと。 申込先 北海道人事委員会事務局任用課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館1階 TEL 011-231-4111(内線 32-461)
受付期間	郵送 平成14年5月7日(火)～5月17日(金) 持参 平成14年5月15日(水)～5月17日(金) 受付時間 午前9時～午後5時 なお、郵送の場合は、5月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。

受験票は、6月7日(金)ごろまでに発送する予定である。なお、6月13日(木)までに到着しないときは、人事委員会事務局に問い合わせること。
受験票にはる写真は、6か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4cm、横3cmのものとする。
上級・中級試験とも試験区分「一般行政」については、点字による受験ができる。
受験を希望する者は、試験地及び解答時間が一部異なるので、あらかじめ人事委員会事務局まで問い合わせること。
身体に障害のある者で、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望のある者は、受付期間中に人事委員会事務局まで申し出ること。

平成14年度北海道職員採用上級試験(民間企業等職務経験者)を次のとおり行う。
平成14年4月19日

北海道人事委員会委員長 杉 本 聖 治
1 試験区分、採用予定数、職務内容及び必要な民間企業等における業務経験等

試験区分	採用予定数	職務内容	受験資格(必要な業務経験等)
産業政策	A 若干名	知事部局における国際化施策の企画調整、国際交流、国際協力・国際化の推進、海外との経済交流の促進、貿易の振興、国際観光の振興、国際航空路、国際航路等に関する事務	中国語、仏語、伊語、韓国語・朝鮮語のいずれかにおいて、日常会話程度以上の語学力を有し、商社、旅行業、運輸業、製造業の会社・国際交流団体等において、貿易、国際協力、国際観光等国際関連業務の経験を有する者
	B 若干名	知事部局における経済政	銀行、経営コンサルタント

		策の総合調整、経済構造改革の総合調整、中小企業金融、農林水産業金融等に関する事務	会社等において、融資、経営診断、経営指導等経営支援関連業務の経験を有する者
C	若干名	知事部局における産業振興の企画・総合調整、農林水産物の流通に係る総合調整、食品等道産品の販路拡大等に関する事務	流通業、広告代理業、製造業等において、仕入、マーケティング、セールスプロモーション関連業務の経験を有する者
D	若干名	知事部局における情報施策の総合調整、情報システムの企画運営、情報産業の振興等に関する事務	I T 関連企業、コンサルタント会社等において、情報システムの企画、開発支援、評価等情報化関連業務の経験を有する者
一般行政	若干名	知事部局及び教育庁における一般行政事務	会社員、自営業者等としての業務経験を有する者

採用予定数は、欠員の状況等により変更することがある。
申込みは1試験区分に限る。また、申込後は試験区分の変更は原則としてできない。

2 受 験 資 格

- (1) 昭和33年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者
- (2) 学校卒業後の民間企業等における職務経験が5年以上の者（平成14年3月末日現在）民間企業等における職務経験には、受験資格欄に掲げた業務に6か月以上継続して就業していた期間が該当する。
同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。
- (3) 産業政策Aにおいては、中国語、仏語、伊語、韓国・朝鮮語のいずれかにおいて、日常会話程度以上の語学力を有している者
ただし、次の者は受験できない。
ア 日本国籍を有しない者
イ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者
（ア）成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
（イ）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（ウ）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験日程、試験地等

試験	試 験 日	試験地	試 験 場
第1次試験	6月23日（日） 9：00（着席）～15：00（終了）	札幌市	受験票で通知する。
第2次試験	8月中旬～下旬	札幌市	第1次試験合格通知書で指定する。

第1次試験地は札幌市・東京都のうち、都合のよい所を選ぶこと。
申込み受付後における試験地の変更は原則としてできない。

4 試験方法及び内容

試験	試験種目	解答時間	内 容
第1次試験	一般知識 教養試験 （択一式）	2時間30分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての筆記試験
第1次試験	論文試験	2時間	職務経験に関する課題についての筆記試験（1題）
第2次試験	人物試験	第1次試験合格者に対して、個別面接、集団討論及び適性検査を行う。	

第1次試験問題の程度は、大学卒業程度のものである。
論文試験の訂定は、一般知識教養試験の結果により、行わない場合がある。

5 資 格 調 査

受験資格の有無、申込書記入事項の真否等について行う。

6 合 格 発 表

第1次試験合格者発表	最終合格者発表	掲 示 場 所
8月8日（木）午前9時	9月20日（金）午前9時	人事委員会事務局、各支庁、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所

合格者発表は受験番号のみにより行う。

また、合格者には、合格通知書を送付する。合格通知書が発表の日から2日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせること。

なお、道のホームページ上（<http://www.pref.hokkaido.jp>）でも合格者の受験番号の掲

示を行う。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、不合格となった者に限って口頭で開示を請求することができる。

受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、学生証等）を持参のうえ、9時から17時までの間に直接来庁すること。（土・日曜日及び祝日は除く。）

開示請求 できる人	開 示 期 間	開 示 内 容	開 示 場 所
第1次試験 不合格者	平成14年8月8日(木) ～ 14年9月9日(月)	第1次試験 の個別結果 及びその成 績順位	北海道総務部法制文書課行政情報センター（札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階） 北海道東京事務所の情報コーナー（東京都千代田区永田町2丁目17番17号 北海道東京事務所2階総務課内）
第2次試験 不合格者	平成14年9月20日(金) ～ 14年10月21日(月)	績順位	ただし、東京事務所での開示請求は第1次試験を東京会場で受験した者に限る。

8 採 用 の 経 路

(1) この試験の合格者は、試験区分ごとの作成する採用候補者名簿に登録される。

この名簿は、原則として、平成15年4月以降の採用に対するもので、名簿の確定した日（最終合格者発表日）から1年間有効となる。

なお、既に所属企業等を退職している者は、平成14年度中に採用される場合もある。

(2) 人事委員会は、名任命権者（知事・教育委員会等）からの請求に応じて合格者を成績順に提示し、各任命権者では、身体検査などを行って採用者を決定する。

なお、職務経験期間の証明ができない場合は、採用されない。

9 給 与

(1) 初 任 給	初任給は、採用される者の経歴、その他を勘案のうえ決定される。 (例) 平成14年4月1日現在の金額)		
	採用時の年齢	大学卒業後民間企業等における職務経験年数	給 料 月 額
	30歳	8 年	243,200円程度
	34歳	12年	262,800円程度

この表における給料月額、職務経験年数の全期間が「採用後の職務に直接役に立つと認められる職務に従事した期間」である場合のものである。

(2) 諸 手 当	期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給される。
-----------	--

10 受 験 手 続

申込方法	(1) 申込書に所定事項を記入し、申込書の所定欄に必ず50円切手をはって、北海道人事委員会事務局に郵送又は持参すること。 なお、郵送による場合は、必ず配達記録又は簡易書留にすること。 (2) 申込者には受験票を郵送する。 (3) 第1次試験の受験の際は、必ず受験票の所定の欄に写真をはって くること。 申込先 北海道人事委員会事務局任用課 〒060 - 8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館11階 T E L 011 - 231 - 4111 (内線 32 - 461)
受付期間	郵送 平成14年5月7日 (火)～5月17日 (金) 持参 平成14年5月15日 (水)～5月17日 (金) 受付時間 午前9時～午後5時 なお、郵送の場合は、5月17日までの消印のあるものに限って受け付ける。

受験票は、6月7日 (金) ごろまでに発送する予定である。

なお、6月13日 (木) までに到着しない時は、人事委員会事務局に問い合わせること。

受験票には写真、6か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4cm、横3cmのものとする。

身体に障害のある者で、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望のある者は、受付期間中に人事委員会事務局まで申し出ること。

招 徠 手 続

北海道警察本部告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年4月19日

北海道警察本部長 上 原 美都男

第 1358 号

解 説 公 開 報 告

1	資格及び調達をする賃借物品の種類
	平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。
	(1) 契 約
	平成14年4月19日に一般競争入札の公告を行う液晶プロジェクターの賃貸借契約
2	資 格
	液晶プロジェクターの賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
3	賃借物品の種類
	液晶プロジェクター
2	資 格 要 件
	次のいずれにも該当すること。
1	(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
	(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
	(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
	(4) 道税を滞納している者でないこと。
	(5) 平成14年4月1日現在において、液晶プロジェクターの賃貸事業を営んでいること。
	(6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
3	資 格 要 件 の 特 例
	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。
1	(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
	(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
4	資格審査の申請の時期及び方法
	(1) 申 請 の 時 期
(2)	資格審査の申請は、平成14年4月19日から25日までの間にしなければならぬ。
	資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わな

ア	提出先の名称
	北海道警察本部総務部会計課
イ	提出先の所在地
	北海道札幌市中央区北2条西7丁目
5	資格審査の再申請
	(1) 再 申 請 の 事 由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。	ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
	イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
(2)	企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
	再 申 請 の 方 法
(2)	再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
	資格の有効期間及び当該期間の更新手続
6	資格の有効期間
	(1) 資 格 の 有 効 期 間
(1)	資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
	有効期間の更新
(2)	資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
	資格の喪失
7	資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
北海道警察本部告示第58号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
平成14年4月19日	
北海道警察本部長 上 原 美都男	
1	入札に付する事項
	(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
(2)	液晶プロジェクター 1 式（1月当たりの単価）
	調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
(3)	契 約 期 間
	平成14年5月15日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年5月14日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(4)	納 入 場 所
	契約担当者等が指定する場所

2	入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道警察本部告示第57号に規定する資格を有すること。
3	契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
4	入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1 階入札会場 (2) 入 札 日 時 平成14年5月1日 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
5	入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。
6	入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
7	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
8	郵便等による入札 (1) 郵便による入札は、認めない。 (2) 電報による入札は、認めない。
9	落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
10	契約書作成の要否 要
その他	(1) 開札の時において、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。

豊内水面漁場管理委員会 監 理

14内水指示第1号 南富良野町落合北落合橋より上流の空知川本支流における、いとうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。ただし、北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）第27条の規定により知事の許可を受けた場合は、この限りでない。 平成14年4月19日 北海道内水面漁場管理委員会会長 竹 田 正 之	1 禁 止 区 域 南富良野町落合北落合橋より上流の空知川本支流の区域 2 禁 止 期 間 平成14年5月1日から平成14年5月31日まで 3 禁止する水産動物 いとう
正 誤 ○平成14年2月12日（第1339号） 北海道告示第214号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 78 左 28 右 3、10、17 誤 同 清里郡清里町 正 同 斜里郡清里町	

平成十四年四月十九日

金曜日

一六四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課